



ふくしま

2016-No. 79

くらしの情報

初夏号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



電力小売全面自由化が始まりました！

電力小売自由化とは・・・

2016年4月1日より、電力小売全面自由化がはじまりました。

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選べるようになりました。

電気の小売事業への参入者が増えることで競争が活性化し、様々な料金メニューやサービスが登場することが期待されます。

電力小売自由化について知りたいときは・・・

電力自由化専用
ナビダイヤル

0570-028-555

電話受付時間 9:00~18:00

(土日祝日、年末年始を除く)



「電力小売全面自由化」相談事例



相談事例

電力小売自由化が4月からスタートし、事業者から勧誘を受けましたが、どこの事業者を選べばいいのかわかりません。また、選ぶ基準もわかりません。どうしたらよいのでしょうか。

対処法とアドバイス

慌てて契約する必要はありません。

まずは、小売電気事業者に登録された事業者かどうかを確認しましょう。小売電気事業者は、月々の電気料金や契約期間、解約に関する条件などを消費者に説明する義務があります。きちんと説明しない、営業内容に不審を感じるなどの事業者とは、その場で契約しないようにしましょう。どのような条件で安くなるのかをよく理解し検討することが大切です。

平成27年度 福島県消費生活センター相談状況について

「インターネット関連のトラブル」が最多！

平成27年度の消費生活相談件数は、6,083件で、前年度に比べ増加しました。

商品別で見ると、「インターネット関連のトラブル」に関する相談は増加となり、昨年度に引き続き、相談の多数を占めました。

【参考】

平成26年度相談件数：5,877件
(うちインターネット関連のトラブル1,180件)

平成27年度商品別相談件数

相談件数:6,083件

1	インターネット関連のトラブル	1,306件
2	インターネット接続回線	423件
3	消費生活以外の相談	282件
4	フリーローン・サラ金	261件
5	商品一般	192件
6	不動産貸借	173件



トラブル相談事例



ネット通販トラブル相談事例

インターネットによる通信販売で健康食品を購入しました。

割引価格になっていたのですが、1回だけ試すつもりで注文したのですが、同じ商品が翌月も送られてきて、定価の請求書が同封されていました。

どういことでしょうか。

対処法とアドバイス

インターネットの通信販売で、商品などを注文し、翌月も同じ商品が送られてきたら、定期購入契約になっている可能性があります。通信販売で商品等を購入する際は、契約内容や返品についてよく確認したうえで申し込みましょう。さらにトラブルに備えて注文した内容や業者からのメール、確認画面は保存したり印刷したりしておくようにすると良いでしょう。

サクラサイト商法相談事例

携帯電話の出会い系サイトを利用したところ、同じ相手と数カ月間に何度も会う約束をしましたが、直前になって「都合が悪い」などの理由で結局一度も会えませんが、有料メールのやり取りが積み重なって、高額な利用料金を支払ってしまいました。利用料金を返してもらえないのでしょうか。

対処法とアドバイス

サイト業者に雇われたサクラが異性やタレント、占い師などになりすまして別の有料サイトに誘導し、有料のメール交換等の高額な利用料を支払わせるのがサクラサイト商法です。

サクラ行為の立証は難しく、支払ってしまった利用料金の返還を求めることは簡単ではありません。

利用する場合は可能な限りメールや支払い記録を保存しておきましょう。

毎月第4日曜日に電話での消費生活相談を実施します！

福島県消費生活センターでは、平成28年6月から第4日曜日に電話での消費生活相談を始めます。

平成28年度日曜消費生活相談実施予定日

(電話相談受付時間 9:00~16:30)

6/26、7/24、8/28、9/25、10/23
11/27、12/25、1/22、2/26、3/26

相談受付電話番号

024-521-0999



※当日は事前予約制で司法書士による日曜無料法律相談も実施しています。

(10:00~15:00) 詳しくはお問い合わせください。

※平日の相談は月~金曜日(年末年始、祝日は除く)

来所相談 9:00~17:00 電話相談 9:00~18:30

福島県消費者教育専用ページのご案内

福島県のホームページでは「なりすまし詐欺被害防止電子紙しばい」など、“楽しく学べる”情報を掲載しております。【福島県消費者教育】で検索してください！

「なりすまし詐欺被害防止
電子紙しばい」

「消費者トラブル撃退~虎の巻~
DVD

「息子の電話と親心」

「好奇心の代償」



「ふくしまボンガーズ」が出演！

DVDの映像はホームページからご覧いただけます。



福島県消費者教育

検索



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

※受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時



- ・検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜の栽培土壌」です。平成27年2月19日から、細かく切り刻む必要がない検査も実施しております。
- ・販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- ・検査は1回につき2食品までです。また、検査は無料です。

※詳しくは、上記の受付専用電話
にお問い合わせください。

出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。
無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

〈福島県消費生活センター〉

- 【テーマ】 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
- 【派遣先】 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
- 【講師】 県消費生活センター職員
- 【申込先】 県消費生活センター（消費生活課）
電話 024-521-7736
(最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。)

〈福島県金融広報委員会〉

- 【テーマ】 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 【派遣先】 各種学習会、大学等
- 【講師】 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 【申込先】 福島県金融広報委員会
(事務局：日本銀行福島支店総務課)
電話 024-521-6355

消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

【弁護士・司法書士による法律相談】
【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。
相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】

県消費生活センター

福島市中町8番2号（自治会館1階）

県中地方振興局

郡山市虎丸町7番7号（郡山市労働福祉会館）

県南地方振興局

白河市昭和町269番地（県白河合同庁舎）

会津地方振興局

会津若松市追手町7番5号
(県会津若松合同庁舎)

【問い合わせ】 県消費生活センター

相談専用電話 024-521-0999